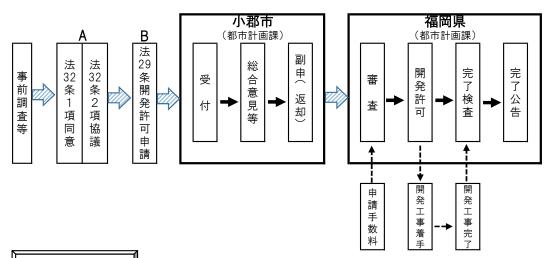
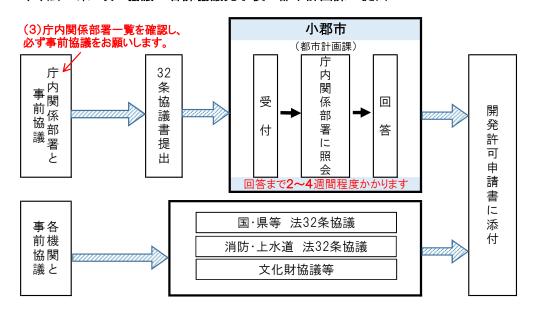
## 都市計画法による開発行為許可申請の流れ (R7.4改正)

小郡市における開発行為については、<u>福岡県知事の許可</u>が必要です。 開発許可の基準については、都市計画法第33条(技術基準)、34条(市街化調整区域の立地基準)、 福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例、都市計画法に基づく開発行為等の審査基準 に適合しなければなりません。

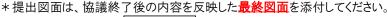


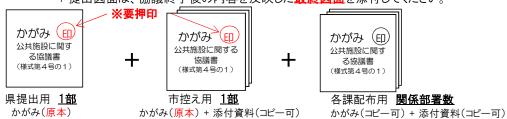
### A 法32条協議

- (1)法32条1項の同意→各公共施設管理者へ直接提出→同意書は申請書へ添付
- ・(2)法32条2項の協議→各課協議完了後に都市計画課へ提出



① 提出部数 · 県提出 1部、市提出 1部、各課配布用 関係部署数





② 様式 都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議書(県様式第4号の1)

## (3)庁内関係部署一覧

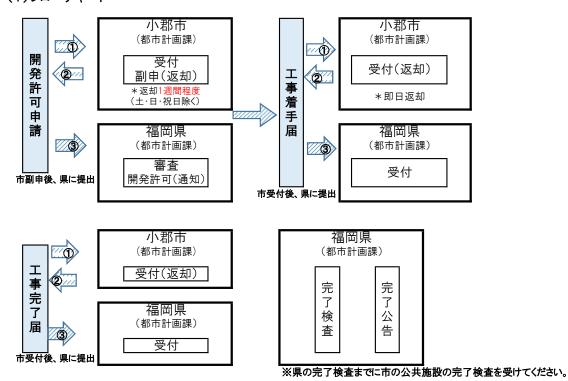
(3) 厅内関係部者一 関係部署		- <u>5</u>   内容	
都市計画課			
	□建築指導係	  1.総括的事項	
	□計画係	1. 地区計画に関すること 3. 屋外広告物、景観条例に関するこ	 
		   2. 都市計画道路に関すること	
施記	没管理課	※場所や内容によって、両係に関係することもあります	
	□施設維持係	1. 側溝等に関する放流先水路管理者の同意(県様式第5号)	
	□道路担当	2. 承認工事等に関する道路管理者の同意(県様式第6号)	
		3. 市道·里道における用地帰属に関すること	
		   4. 開発区域に道路を新設する際の、構造、用地帰属に関すること	
		5. 道路側溝等の構造に関すること	
		6. 市道等の付け替えに関すること	
		7. カーブミラー等の設置に関すること	
	□公園担当	1. 公園・緑地に関すること(開発区域面積3,000㎡以上)	
		※開発公園の計画ついては、小郡市開発公園設計指針を参考とし計画すること	0
	□施設管理·国土調査係	1. 道路占用物件等に関すること	
	(施設管理)	2. 道路境界等に関すること	
河丿	川治水·建設課	1. 水路等に関する放流先水路管理者の同意(県様式第5号)	
	□河川治水係	2. 水路占用に関すること	
		3. 河川・治水に関すること(放流先の確認、調整池の設置等)	
		4. 市管理水路等の付け替えに関すること	
		※1ha以上の場合は、市と協議した上で福岡県河川整備課と協議を行うこと。	
	水道課	1. 下水道処理区域内における放流先水路管理者の同意(県様式第5号)	
	□工務係	2. 下水道処理区域内における下水管渠の構造、帰属に関すること	
		3. 雨水幹線に関すること 	
	□管理係	1. 下水道受益者負担金に関すること	
生活環境課			
		1. 可燃物·不燃物置場の設置及び排出に関すること	
	□環境係	1. 専用水道、簡易専用水道·小規模貯水槽に関すること。(中高層建築物、入居者が多い施設	等)
		2. 振動、騒音(振動規制法、騒音規制法、福岡県条例)に関すること	
	災安全課	1. 防犯灯の設置に関すること	
	□消防·安全係	2. 防火水槽の構造・検査及び帰属に関すること	
		※32条協議書提出までに、久留米広域消防本部(三井消防署)と協議を行い、	
		消防水利の設置を要する場合は、防災安全課と協議すること。	
その	の他必要な部署	1.農業振興課(農振除外等)2.農業委員会(農地転用に関すること)	

# (4)都市計画課を窓口としない機関

機関		内 容
□埋蔵文化財調査センター	1.	埋蔵文化財調査に関すること
(文化財課)		
□三井水道企業団	1.	給水・引込管の構造等に関すること
□久留米広域消防本部	1.	防火水槽・消火栓の設置・構造等に関すること
(三井消防署)		消防水利(1,000㎡以上)、防火水槽(3,000㎡以上)
	2.	消防活動空地に関すること(地上3階以上の建築物)
□久留米県土整備事務所	1.	水路等に関する放流先水路管理者の同意(様式第5号)
用地課管理係	2.	承認工事・道路占用物件等に関する道路管理者の同意(県様式第6号)
	3.	国道・県道における用地帰属に関すること
	4.	国道・県道管理水路等の付け替えに関すること
	5.	里道・水路等の用途廃止・払い下げに関すること(市に一部委譲)

## B 開発行為許可申請

#### (1)フローチャート



## (2)開発許可申請書

- ① 提出部数 2部(小郡市控、県申請分)
  - ·小郡市控 申請書(様式第1号-B)+添付書類(コピー可) 1部
  - ·県申請分 申請書(様式第1号-C)のみ 1部
  - \*申請書の返却は、1週間程度を要します。(土・日曜日、祝祭日を除く)
- ② 様式 開発行為許可申請書(県様式第1号)
  - \*許可申請書、開発登録簿は、厚紙、両面印刷で提出(県提出分)
- ③ 添付書類 県別表第1に規定するもの
  - \*字図及び登記事項証明書は原本(3ヶ月以)市控えはコピー可
  - \*委任状は申請者の押印が必要
  - \*小郡市開発行為等整備要綱に該当する場合は、小郡市控に次の原本を添付する

【参考:厚口135K(157g/㎡)】

- i) ごみ集積施設に関する誓約書(市様式第10号)
- ii ) 開発行為等の施行意見書(市様式第11号)
- iii) 事前説明報告書(市様式第12号)
- |iv) 開発行為等に関する誓約書(市様式第13号)
- (3)工事着手届※受付後すぐに返却できます。
  - ① 提出部数 2部(小郡市控、県提出分)
  - ② 様式·添付書類 工事着手届(県様式第15号)
    - ・開発行為の許可標識の写真(遠景、近景写真の2枚)
- (4)工事完了届※受付後すぐに返却できます。
  - ① 提出部数 2部(小郡市控、県提出分)
  - ② 様式·添付書類 工事完了届(県様式第16号)
    - ・抵当権がある場合は抹消が完了していること
    - ・分筆、地番確定、地目変更が完了していること